

令和7年6月議会 公営競技局関連議案

1 議案第83号

システム障害による損害賠償に関する和解について…… P 2

〈公営競技局〉

〈議案第 83 号〉システム障害による損害賠償に関する和解について

1 本件概要

競輪開催にあたっては、競輪を開催する全ての自治体が公益財団法人ＪＫＡ（以下「ＪＫＡ」という。）が所有するシステムを利用して発売票数の集計や、車券購入者へのオッズ、払戻金及び競走結果の情報提供等を行っている。

令和元年１０月３日、北九州市（小倉競輪）はミッドナイト競輪を開催する予定であったが、同システムの障害発生に伴い開催中止となった。また、他施行者が開催する競輪についても、北九州市は臨時場外車券売場を設置し車券を発売する予定であったが、同システムの障害発生に伴い車券発売が中止となった。

これらの中止によって生じた損害賠償額の全額をＪＫＡが北九州市に対して支払う内容で和解するもの。

2 和解の主な経過

令和元年１０月　３日	システム障害が発生し競輪開催中止
令和元年１１月２１日	損害賠償請求額の算定について依頼文書受領
令和元年１２月１３日	損害賠償請求額の算定書類を送付
令和６年１２月２４日	損害賠償請求認定額について通知文書受領
令和７年　５月２２日	仮和解契約締結

3 和解内容

本件に起因する北九州市の競輪開催の中止及び臨時場外車券売場における車券発売の中止によって生じた損害の賠償として、ＪＫＡが北九州市に対し２，０２４万６，１５７円を支払う。

4 今後のスケジュール

令和７年６月	議会の可決により本契約成立
令和７年７月	相手方から損害賠償額の納付